

「特定最低賃金」の適用業種一覧

福島県の「特定最低賃金」が適用される業種は、以下のとおりです。業種は「日本標準産業分類」（令和5年7月改定）によります。

※■は中分類、◆は小分類、◇は細分類を示しています。

非鉄金属製造業 最低賃金

■E23: 非鉄金属製造業

◆E230: 管理、補助的経済活動を行う事業所（E23非鉄金属製造業）

◇2300: 主として管理事務を行う本社等

◇2309: その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

◆E231: 非鉄金属第1次製錬・精製業

◇E2311: 銅第1次製錬・精製業

◇E2312: 亜鉛第1次製錬・精製業

◇E2319: その他の非鉄金属第1次製錬・精製業

◆E232: 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

◇E2321: 鉛第2次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む）

◇E2322: アルミニウム第2次製錬・精製業（アルミニウム合金製造業を含む）

◇E2329: その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）

◆E233: 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

◇E2331: 伸銅品製造業

◇E2332: アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

◇E2339: その他の非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）

◆E234: 電線・ケーブル製造業

◇E2341: 電線・ケーブル製造業（光ファイバーケーブルを除く）

◇E2342: 光ファイバーケーブル製造業（通信複合ケーブルを含む）

◆E235: 非鉄金属素形材製造業

◇E2351: 銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く）

◇E2352: 非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く）

◇E2353: アルミニウム・同合金ダイカスト製造業

◇E2354: 非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く）

◇E2355: 非鉄金属鍛造品製造業

◆E239: その他の非鉄金属製造業

◇E2391: 核燃料製造業

◇E2399: 他に分類されない非鉄金属製造業

■L7282: 純粹持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限りです。」

「特定最低賃金」の適用業種一覧

福島県の「特定最低賃金」が適用される業種は、以下のとおりです。業種は「日本標準産業分類」（令和5年7月改定）によります。

※■は中分類、◆は小分類、◇は細分類を示しています。

計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、
時計・同部品、眼鏡製造業 最低賃金

■E27: 業務用機械器具製造業

特質
全体

(※E271事務用機械器具製造業、E272サービス用・娯楽用機械器具製造業、E275光学機械器具・レンズ製造業、E276武器製造業を除く)

(※E271事務用機械器具製造業、
E272サービス用・娯楽用機械器具製造業、
E274医療用機械器具・医療用品製造業、
E275光学機械器具・レンズ製造業、
E276武器製造業を除く)

◆E270: 管理、補助的経済活動を行う事業所（以下の業種）

- ◇2700: 主として管理事務を行う本社等
- ◇2709: その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

◆E273: 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

- ◇2731: 体積計製造業
- ◇2732: はかり製造業
- ◇2733: 圧力計・流量計・液面計等製造業
- ◇2734: 精密測定器製造業
- ◇2735: 分析機器製造業
- ◇2736: 試験機製造業
- ◇2737: 測量機械器具製造業
- ◇2738: 理化学機械器具製造業
- ◇2739: その他の計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業

■E32: その他の製造業

特質
全体

(※次の業種に限る)

◆E320: 管理、補助的経済活動を行う事業所（以下の業種）

- ◇3200: 主として管理事務を行う本社等
- ◇3209: その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

◆E323: 時計・同部分品製造業

- ◇E3231: 時計・同部分品製造業

◆E329: 他に分類されない製造業

- ◇E3297: 眼鏡製造業（枠を含む）

130 / 807 の内

■L7282: 純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限ります。」

「特定最低賃金」の適用業種一覧

福島県の「特定最低賃金」が適用される業種は、以下のとおりです。業種は「日本標準産業分類」（令和5年7月改定）によります。

※■は中分類、◆は小分類、◇は細分類を示しています。

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
(医療用計測機器製造業(心電計製造業を除く)を除く) 最低賃金

■E28：電子部品・デバイス・電子回路製造業

◆E280：管理、補助的経済活動を行う事業所（以下の業種）

◇2800：主として管理事務を行う本社等

◇2809：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

◆E281：電子デバイス製造業

◇2811：電子管製造業

◇2812：光電変換素子製造業

◇2813：半導体素子製造業（光電変換素子を除く）

◇2814：集積回路製造業

◇2815：液晶パネル・フラットパネル製造業

◆E282：電子部品製造業

◇2821：抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業

◇2822：音響部品・磁気ヘッド・小型モーター製造業

◇2823：コネクタ・スイッチ・リレー製造業

◆E283：記録メディア製造業

◇2831：半導体メモリメディア製造業

◇2832：光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業

◆E284：電子回路製造業

◇2841：電子回路基板製造業

◇2842：電子回路実装基板製造業

◆E285：ユニット部品製造業

◇2851：電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業

◇2859：その他のユニット部品製造業

◆E289：その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

◇2899：その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業

■E29 電気機械器具製造業

◆E290：管理、補助的経済活動を行う事業所（以下の業種）

◇2900：主として管理事務を行う本社等

◇2909：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

◆E291：発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業

◇2911：発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業

◇2912：変圧器類製造業（電子機器用を除く）

◇2913：電力開閉装置製造業

◇2914：配電盤・電力制御装置製造業

◇2915：配線器具・配線附属品製造業

◆E292：産業用電気機械器具製造業

◇2921：電気溶接機製造業

◇2922：内燃機関電装品製造業

◇2923：電気炉・電熱装置製造業

◇2929：その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）

「特定最低賃金」の適用業種一覧

福島県の「特定最低賃金」が適用される業種は、以下のとおりです。業種は「日本標準産業分類」（令和5年7月改定）によります。

※■は中分類、◆は小分類、◇は細分類を示しています。

◆E293：民生用電気機械器具製造業

- ◇2931：ちゅう房機器製造業
- ◇2932：空調・住宅関連機器製造業
- ◇2933：衣料衛生関連機器製造業
- ◇2939：その他の民生用電気機械器具製造業

◆E294：電球・電気照明器具製造業

- ◇2941：電球製造業
- ◇2942：電気照明器具製造業

◆E295：電池製造業

- ◇2951：蓄電池製造業
- ◇2952：一次電池（乾電池、湿電池）製造業

◆E296：電子応用装置製造業

- ◇2961：X線装置製造業
- ◇2962：医療用電子応用装置製造業
- ◇2969：その他の電子応用装置製造業

◆E297：電気計測器製造業

- ◇2971：電気計測器製造業（別掲を除く）
- ◇2972：工業計器製造業
- ◇2973：医療用計測器製造業（心電計製造業に限る）

◆E299：その他の電気機械器具製造業

- ◇2999：その他の電気機械器具製造業

■E30：情報通信機械器具製造業

◆E300：管理、補助的経済活動を行う事業所（E30情報通信機械器具製造業）

- ◇3000：主として管理事務を行う本社等
- ◇3009：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

◆E301：通信機械器具・同関連機械器具製造業

- ◇3011：有線通信機械器具製造業
- ◇3012：スマートフォン・携帯電話機・PHS電話機製造業
- ◇3013：無線通信機械器具製造業
- ◇3014：ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業
- ◇3015：交通信号保安装置製造業
- ◇3019：その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業

◆E302：映像・音響機械器具製造業

- ◇3021：ビデオ機器製造業
- ◇3022：デジタルカメラ製造業
- ◇3023：電気音響機械器具製造業

◆E303：電子計算機・同附属装置製造業

- ◇3031：電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く）
- ◇3032：パーソナルコンピュータ製造業
- ◇3033：外部記憶装置製造業
- ◇3034：印刷装置製造業
- ◇3035：表示装置製造業
- ◇3039：その他の附属装置製造業

■L7282：純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限ります。」

「特定最低賃金」の適用業種一覧

福島県の「特定最低賃金」が適用される業種は、以下のとおりです。業種は「日本標準産業分類」（令和5年7月改定）によります。

※■は中分類、◆は小分類、◇は細分類を示しています。

輸送用機械器具製造業 最低賃金

■ E31：輸送用機械器具製造業

◆E310：管理、補助的経済活動を行う事業所（E31輸送用機械器具製造業）

◇3100：主として管理事務を行う本社等

◇3109：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

◆E311：自動車・同附属品製造業

◇3111：自動車製造業（二輪自動車を含む）

◇3112：自動車車体・附随車製造業

◇3113：自動車部分品・附属品製造業

◆E312：鉄道車両・同部分品製造業

◇3121：鉄道車両製造業

◇3122：鉄道車両用部分品製造業

◆E313：船舶製造・修理業、船用機関製造業

◇3131：船舶製造・修理業

◇3132：船体ブロック製造業

◇3133：舟艇製造・修理業

◇3134：船用機関製造業

◆E314：航空機・同附属品製造業

◇3141：航空機製造業

◇3142：航空機用原動機製造業

◇3149：その他の航空機部分品・補助装置製造業

◆E315：産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

◇3151：フォークリフトトラック・同部分品・附属品製造業

◇3159：その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業

◆E319：その他の輸送用機械器具製造業

◇3191：自転車・同部分品製造業

◇3199：他に分類されない輸送用機械器具製造業

■ L7282：純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限ります。」

「特定最低賃金」の適用業種一覧

福島県の「特定最低賃金」が適用される業種は、以下のとおりです。業種は「日本標準産業分類」（令和5年7月改定）によります。

※■は中分類、◆は小分類、◇は細分類を示しています。

自動車小売業 最低賃金

■ I59：機械器具小売業

特賃
全体

◆ I590：管理、補助的経済活動を行う事業所（以下の業種）

◇ 5900：主として管理事務を行う本社等

◇ 5908：自家用倉庫

◇ 5909：その他の管理、補助的経済活動を行う事業所

◆ I591：自動車小売業

特賃
全体

（※ I5914 二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く）

◇ I5911：自動車（新車）小売業

◇ I5912：中古自動車小売業

◇ I5913：自動車部分品・附属品小売業

■ L7282：純粋持株会社 「管理する全子会社を通じての主要な経済活動が、上記の対象となる産業に分類されるものに限りします。」

<参考>

◇ I592：自転車小売業

◇ I593：機械器具小売業（自動車、自転車を除く）